

## 大阪市公告第27号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和8年4月24日

大阪市長 横山 英 幸

### 1 担当部局

〒543-0054 大阪市天王寺区南河堀町4-88 みらい教育共創館8階

大阪市総合教育センター管理担当

電話 06-6718-7230

### 2 入札に付する事項

#### (1) 案件名称

大阪市総合教育センター廃棄文書等売払（単価契約）

#### (2) 売払物品及び予定数量

売払物品		年間予定数量
廃棄文書等		約4,500kg
内 訳	廃棄文書	約3,000kg
	ダンボール	約300kg
	シュレッター	約1,000kg
	パンフレット・雑誌等	約200kg

※「雑誌等」には、雑誌、使用済用紙、包装紙、その他紙類を含む。

※なお、数量は予定数量であり、本市の都合により増減する。

### 3 引取期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）

#### 4 引き取り場所

大阪市総合教育センター 大阪市天王寺区南河堀町4-88

集積場所 「ゴミ集積所」

#### 5 引き取り方法

- (1) 契約期間中、買受人は数量の多少に関わらず本市の指定する数量を引き取るものとする。
- (2) 引取回数は、月1回程度を基本として本市担当者から事前連絡を行う。

#### 6 売払物品保管場所

入札説明書による。

#### 7 入札参加資格

- (1) 令和7・8・9年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、本市契約管財局契約部契約課（委託・物品契約グループ）に本市物品売払入札参加承認申請を行うこと。ただし、令和8年5月13日（水）までに参加承認を受けていない場合は、入札に参加することができない。

（参加承認申請に要する書類）

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

※令和7・8・9年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<https://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）の資料・ご案内「不用品売払入札等のご案内」→物品売払入札参加申請書「令和7・8・9年度申請書」からダウンロードすること

エ 法人にあつては、登記事項全部証明書の写し（発行後 3 か月以内のもの）

オ 法人にあつては、法務局発行の印鑑証明書、個人にあつては、市区町村長発行の印鑑証明書（発行後 3 か月以内のもの、写しは不可）

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること

(3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

(4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(5) 廃棄物再生事業者登録（事業の内容に「古紙の再生」が含まれていること）を行っていること

## 8 入札説明書等の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所

教育委員会事務局ホームページ上及び担当部局（上記 1 に同じ）

(2) 交付期間

公告の日から令和 8 年 5 月 13 日（水）までの毎日（大阪市の休日を定める条例（平成 3 年大阪市条例第 42 号）第 1 条に掲げる本市の休日を除く。）、午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、午後 0 時 15 分から午後 1 時までを除く。）

## 9 入札参加資格の審査等

入札参加申請受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

## 10 契約条項を示す場所

上記 8 - (1) に同じ

## 11 入札保証金等

### (1) 入札保証金

免除

### (2) 契約保証金

落札者は契約単価に予定数量を乗じた金額の100分の10以上を指定期限（本市が発行する納入通知書の期限）までに納付すること

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

### (3) 保証人

不要

### (4) 契約書作成の可否

要

## 12 入札執行日時及び場所

令和8年5月14日（木）午前10時30分

大阪市天王寺区南河堀町4-88みらい教育共創館

大阪市総合教育センター 9階 902研修室

## 13 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

## 14 入札の方法

(1) 入札書（物品買受申込書）に記載する金額は、売払物品1kgあたりの単価（小数点第2位未満の端数切捨て）とし、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認し、入札すること

- (2) 物品売払入札参加承認証に記載されている個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載されている個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること

## 15 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 再度入札の場合にあっては、前回最高入札価格以下の価格でした入札
- (3) 開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

なお、無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。

## 16 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定する。

ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出しなかった場合は、次順位の者を落札者とする。

## 17 その他

- (1) 本契約は売払物品1kgあたりの単価契約とする。
- (2) 上記11-(2)の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続きを怠ったとして、落札の決定を無効とする。
- (3) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条第1項10号に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

18 問合せ先

大阪市総合教育センター管理担当

電話 06-6718-7230

(大阪市総合教育センター管理担当)